

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の改正を求める意見書

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」は、平成 24 年 10 月 1 日の施行から 9 年が経過した。

障がい者に対する虐待は障がい者の尊厳を損なうものであり、いかなる時いかなる場所であっても断じて許すことはできない。

法律の施行により、障がい者虐待の防止に関する理解は着実に進み、相談・通報件数は年々増加傾向にある。しかし一昨年には、神戸市内の精神科病院において、看護師らによる患者への卑劣な集団虐待事件が発覚した。その後の同病院内に設置された第三者委員会の調査では、過去 10 年間に少なくとも 84 件の虐待があったことが判明している。

同病院のみならず、とりわけ精神科病院などに見られる閉鎖性の高い環境において看過することのできない痛ましい障がい者虐待事件が続発している。これらを防止するためには、虐待発見時における市区町村への通報義務が欠かせないが、現行の対象は「養護者」、「障害者福祉施設従事者等」、「使用者」となっており、医療機関内での虐待はその対象となっていない。これによって病院内での虐待事件の発覚を困難なものとならしめ、障がい者を苦しめる一因となっている。

よって、沖縄市議会は政府及び国会に対し、虐待発見時の市区町村への通報義務の対象に「医療機関における障害者虐待」を加え、障がい者への虐待を早期にかつ確実に把握できるよう障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の改正を強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 4 年 7 月 8 日
沖 縄 市 議 会

宛 先

内閣総理大臣 厚生労働大臣 衆議院議長 参議院議長